

議第144号

京都市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の全部を
改正する条例の制定について

京都市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の全部を改正する
条例を次のように制定する。

平成24年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の全部を
改正する条例

京都市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の全部を次のよう
に改正する。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の
基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業（第3条～第5条）

第3章 指定障害児入所施設等（第6条～第8条）

第4章 児童福祉施設（第9条～第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は，児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき，
事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例に

よる。

第2章 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業

(申請者に係る要件)

第3条 法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、京都市暴力団排除条例(以下「暴排条例」という。)第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

(暴力団の排除)

第4条 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者及び当該事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)の支配を受けてはならない。

(その他の基準)

第5条 前条に定めるもののほか、法第21条の5の4第1項第2号並びに法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定める基準とする。

第3章 指定障害児入所施設等

(申請者に係る要件)

第6条 法第24条の9第2項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第21条の5の15第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、暴排条例第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害児入所施設等の管理者及び指定障害児入所施設等の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 指定障害児入所施設等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(その他の基準)

第8条 前条に定めるもののほか、法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）に定める基準とする。

第4章 児童福祉施設

(人権の擁護及び虐待の防止)

第9条 児童福祉施設は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 児童福祉施設の長及び児童福祉施設の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該児童福祉施設の長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であってはならない。

2 児童福祉施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(保育所の設備)

第11条 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けなければならない。ただし、

乳児又は満2歳に満たない幼児で、ほふくをするものを入所させる保育所については、ほふく室を設けなければならない。

(保育所の職員)

第12条 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上満5歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満5歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、各保育所につき2人を下ることはできない。

(その他の基準)

第13条 第9条から前条までに定めるもののほか、法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。)で定める基準(省令第32条第1号及び第33条第2項に定める基準を除く。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第12条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。

(関係省令の規定の引用に関する経過措置)

3 第5条、第8条及び第13条の規定の適用に関する経過措置は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「関係省令」とい

う。)並びに関係省令の全部又は一部を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

- 4 本市は、第5条、第8条及び第13条の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組みなければならない。

提案理由

児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等を定める必要があるので提案する。